


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市税条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へ改正されたことに伴い、規則の名称及び文言の修正等を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 規則名称の改正 「東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「東大和市税に係る申告等における情報通信技術の利用に関する規則」に改正する。</p> <p>イ 法改正に伴う文言の修正、条ずれの修正等の所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響および効果 法の規定に則った適正な事務の執行を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。